

防犯住宅認定制度認定基準

令和5年9月19日改定

対象	箇所	内容	配点
建物本体	玄関	錠、ガラス、扉に、CP建物部品を使用すること※1 ただし、それぞれ次の項目を満たす場合は、この限りではない ① 錠 ・指定建物錠のうち、耐ピッキング性能、耐サムターン回し性能、耐こじ破り性能の機能を有している錠である ・電気錠システムは、上記機能に加え、リモコンキーの自動スリープ機能等の電波を悪用した不正解錠防止機能を有する ② ガラス こじ破りなどで扉の開錠が不可能な大きさである ③ 扉 錠、ガラスともにCP建物部品、または錠、ガラスの一方がCP建物部品で他方が上記項目を満たしている	必須
	勝手口等	第1、第2の条件を満たすこと ・第1 錠、ガラス、扉に、CP建物部品を使用すること※1 ただし、それぞれ次の項目を満たす場合は、この限りではない ① 錠 ・指定建物錠のうち、耐ピッキング性能、耐サムターン回し性能、耐こじ破り性能の機能を有している錠である ・電気錠システムは、上記機能に加え、リモコンキーの自動スリープ機能等の電波を悪用した不正解錠防止機能を有する ② ガラス こじ破りなどで扉の開錠が不可能な大きさである ③ 扉 錠、ガラスともにCP建物部品、または錠、ガラスの一方がCP建物部品で他方が上記項目を満たしている ・第2 錠、扉が、それぞれ①③に該当する場合は、さらに次の項目を満たすこと ④ センサーライト等の照明設備、防犯カメラまたは警報機のいずれかを設置する	必須
	窓(1階)	全ての窓(侵入のおそれのない小窓※2は除く)が、いずれかの項目を満たすこと ① CP建物部品のサッシ及びCP建物部品のガラス(CP建物部品のフィルムでも可)を設置する ② CP建物部品の面格子またはCP建物部品のシャッターを設置する ③ 防火地域または他の理由により、CP建物部品の使用が困難な窓には、防犯フィルムまたは防犯網入りガラスを使用の上、センサーライト等の照明設備、防犯カメラまたは警報機のいずれかを設置する ※3	必須
	窓(2階)	全ての窓(侵入のおそれのない小窓※2は除く)が、いずれかの項目を満たすこと ① CP建物部品のサッシ及びCP建物部品のガラス(CP建物部品のフィルムでも可)を設置する ② CP建物部品の面格子またはCP建物部品のシャッターを設置する ③ 補助錠を設置する(サッシ下部等にサブロックが設置されているものも含む)	必須
	外周	侵入の足掛かりにならないよう配慮された配管、縦どい、出窓等の設置	4
建物本体	玄関	玄関灯の設置	1
		通話機能及び録画機能付きインターホンの設置	4
	勝手口等	センサーライト等の照明設備の設置	4
	窓	警報装置の設置	2
	バルコニー	見通しが確保されたバルコニー	3
外構	庭及び敷地内	防犯カメラの設置	5
		防犯砂利の設置	2
		侵入の足掛かりにならないよう配慮された倉庫、カーポート、室外機等の設置	4
	塀、柵、門扉等	外部からの見通し及び居室の窓からの監視性を確保した塀、柵、植栽、門扉等の設置	3
		門扉の設置	2
		門灯、庭灯等玄関までのアプローチを照らす照明設備の設置	1
その他	敷地を明確にするための段差、舗装の色、素材等による区別	2	
	機械警備の導入	4	
	電気錠システムの誤解錠防止対策(室内側に人感センサーの取付等)	2	
	その他の防犯対策()	1	

* 必須項目をすべて満たした上、合計点数10点以上で合格

※1 ガラスのない扉は、ガラスにCP建物部品を使用した場合と同等とする

※2 「侵入のおそれのない小窓」の目安として、住宅性能表示制度で示された基準は次のとおり

①400mm×250mm以下の長方形 ②400mm×300mm以下の楕円形 ③直径が350mm以下の円

※3 CP建物部品の使用が困難な窓に対する③の措置は、1階全窓の3割未満とすること